

借入状況等申告書（両面）

公立学校共済組合大阪支部長 様

申込人（必ず本人が署名してください）

申告日：令和 年 月 日

職名 氏名

組合員番号（資格確認書類等にある 10 桁の番号）

下記のとおり、全借入金の年間償還額の合計が償還限度額以内等であること、及び借入状況に相違ありません。

また、この申告書の内容や他の添付書類に虚偽の記載がある場合、貸付事故（貸倒れ）が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合、公立学校共済組合が当該事実を申込人が所属する所属所の所属所長に通知することに同意します。

記

1 償還限度額

公立学校共済組合貸付規程に、全借入金の年間償還額が給料月額 $\times$ 4.8 か月分以内、共済償還金の毎月償還額が給料月額の 3 割以内、ボーナス償還額が 6 割以内であることが規定されており、これらを超える償還となる借入はできません。

< 償還限度額の算出 > ※給料月額は、貸付申込書に記入した教職調整額を含む額。

(A) $\times$ 12	(B) $\times$ 2	(C) 裏面の表を作成後に記入	左の合計	$\leq$	給料月額 $\times$ 4.8

< 当共済組合の借入状況 >

新しく申込む貸付け、以前から借り受けている貸付けの全てを記入してください。

借換えの場合の「1 回当たり償還金額」欄には借換え後の1 回当たり償還金額を記入してください。

(単位：円)

貸付種別	毎月償還 1 回当たり償還金額	ボーナス償還 1 回当たり償還金額
一般貸付け		
教育貸付け		
結婚貸付け		
医療貸付け		
住宅貸付け（介護除く）		
（その他）		
合 計	(A) ※合計額は給料月額の 3/10 以内であること	(B) ※合計額は給料月額の 6/10 以内であること

- (注) 1 育休等猶予中の方は、猶予されている 1 回当たり償還額を記入してください。
2 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。
3 住宅災害貸付のうち、元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。

裏面も記入してください

<当共済組合以外の借入状況について> *組合員が借り入れているものはすべて記入すること

(単位：円)

借 入 先	借入区分	借入年月	当初借入金額	償還年額
	新規借入	年 月		
	既 借 入	年 月		
	新規借入	年 月		
	既 借 入	年 月		
	新規借入	年 月		
	既 借 入	年 月		
	新規借入	年 月		
	既 借 入	年 月		
合 計				(C) 借入がない場合は「0」と記入。 空欄にしない。

(注) 1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。

<金融機関等の例>

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融支援機構、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他借入を受けている一切の団体等

※奨学金は含む。但しクレジットカードの一括払いによる支払は除く。

2 「新規借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日後に借り入れる予定の借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間に「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。
(例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日まで返済する金額)

3 「既借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日以前に借り入れた借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間に「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。
(例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日まで返済する金額)

(R7.9版)